【健康保険組合連合会　石川連合会「健康企業」の認定基準】

項目		評価項目	認定要件
経営理念		健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須
組織体制		健康づくり担当者の設置	必須
制度・施策実行	従業員等の健康課題の把握と必要な対策の検討	定期健診受診率（実質 100%）	必須
		社員の扶養家族（40 歳以上）に対し、特定健診受診の勧奨に関する取り組み	
		健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標（計画）の設定	
		①再検査や治療の必要があった場合の医療機関への受診勧奨又はがん検診勧奨	左記①～②のうちいずれか 1 項目
		②50 人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	③管理職又は一般社員に対する教育機会の設定	左記③～⑥のうち少なくとも 1 項目
		④適切な働き方実現に向けた取り組み	
		⑤コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
		⑥病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み（※の内容は除く）	
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	受動喫煙対策に関する取り組み	必須
		メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み（※）	
		⑦保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記⑦～⑬のうち３項目以上
		⑧食生活の改善に向けた取り組み	
		⑨運動機会の増進に向けた取り組み	
		⑩女性の健康保持・増進に向けた取り組み	
		⑪従業員の感染症予防に向けた取り組み	
		⑫長時間労働者への対応に関する取り組み	
		⑬喫煙率低下に向けた取り組み	
		歯と口腔の健康に向けた取り組み	努力項目
評価・改善		（求めに応じて）従業員の健診データの健康保険組合への提供	必須
		健康経営の取り組みに対する評価・改善	
法令遵守・リスクマネジメント		50 人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること	必須
		従業員の健康管理に関する法令について重大な違反をしていないこと	

（北陸情報産業健康保険組合　2026年４月）